

# 東広島市立高美が丘中学校PTA規約【改定案】

(名称)

第1条 本会は、高美が丘中学校PTAと称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、高美が丘中学校に置く。東広島市高屋高美が丘一丁目1番1号

(会員)

第3条 本会の会員は、高美が丘中学校生徒の保護者と教職員をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、保護者と教職員が協力して、民主的教育を進め、生徒の健全な育成図るとともに、会員相互の教養を高め、教育環境の向上を図り、教育の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)人間尊重の教育推進に関すること
- (2)生徒の豊かな成長の支援に関すること
- (3)教育環境の整備に関すること
- (4)会員及び生徒の福祉増進に関すること
- (5)学校運営協議会と共に共催する事業に関すること
- (6)その他必要な事業

(役員とその任務)

第6条 本会に、次の役員を置き、その任務はそれぞれ次のとおりとする。

(1)会長 1名

本会を代表し、会務を総理するとともに学校運営協議会委員を兼任する。

(2)副会長 3 2名

会長を補佐し、会長不在のときはこれを代理する。

副会長は、各専門部の部長（教養部長、広報厚生部長、指導部長）を兼ねる。

(3)事務局長 1名

本会の会務全般を統括し議事録を作成するとともに、金銭及び物品の管理に当たり、会計を処理する。

(4)書記 若干名

本会の議事等の記録・保管に当たる。

(4)監査 2名

本会の会計を監査し、総会において監査報告を行う。

(6)地域理事 各区域若干名

各区域の代表として、副会長を補佐する。また、専門部に属し、会務の遂行及び諸連絡に当たる。

(5)学年委員 (7)学級委員 各学年3名 各学級4名

学年役員は、教養部、広報厚生部、指導部に厚生部1名、他の専門部に1名ずつ所属し、会務の遂行及び諸連絡に当たる。

(8)専門部長 各専門部1名

それぞれの部を代表し、会務を統括する。

(6)専門副部長 各専門部1名

部長を補佐し、部長不在のときはこれを代理する。

部長を補佐し、各専門部の運営に当たる。

(7)教職員代表 若干名

事務局長を補佐し、会務の遂行及び事業全般の調整運営に当たる。

教務主任、生徒指導主事、各学年主任、HP 担当教員等

(8) 各役員の人員若干名については、別途細則で定める

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

(1) 会長は、執行部会総務委員会で選出し、総会で承認を得る。

(2) 事務局長は、教頭がその任に当たる。

(3) 副会長、監査、地域理事、書記は、PTA 役員選出に関する細則に定められた区域ごとに選出し、  
は、総会で承認を得る。

~~(4) 学級委員は、学級ごとに選出する。~~

(4) 学年委員は、学年ごとに選出する

(5) 専門部長及び副部長は、専門部会ごとに保護者会員の互選により選出する。

(6) 教職員代表は、教職員の互選により選出する。

(顧問)

第8条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、執行部会総務委員会の承認に基づいて会長が委嘱し、会務遂行上の助言をする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた時は、補充することができる。なお、その場合の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第10条 本会の目的達成のための機関として、総会、総務委員会、執行部会、専門部会 (教養、広報厚生、指導) ~~(教養、広報、厚生、指導)~~ を置く。また、必要に応じて特別委員会を置く。

(総会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、4月に開催し、次の事項を審議する。

(1) 事業報告及び会計決算の承認

(2) 事業計画及び会計予算の承認

(3) 役員の承認

(4) 規約改正の承認

(5) その他必要事項の決定

3 総会の議事は、議長を選任して行う。

4 総会の議決は、第2項第4号に掲げる事項を除き、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 臨時総会は、会長が必要と認めるとき及び会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

臨時開催は、集合・書面のいずれの方法でも可能とし、開催方法は、会長と校長が判断する。

~~(総務委員会)~~

第12条 ~~総務委員会は、会長、副会長、地域理事、専門部長、校長、事務局長、書記、監査及び教職員代表をもって構成し、必要事項を審議する。~~

~~2 総務委員会の議決は、出席委員の過半数でこれを決する。~~

(執行部会)

第12+3条 執行部会は、会長、副会長、校長、事務局長、~~書記及び監査~~をもって構成し、必要事項を協議する。

2 執行部会には、必要に応じて専門部長又はその他の者の出席を求めることができる。(専門部会)

**第13+4条** 専門部会は、所属委員及び所属教職員をもって構成し、それぞれ次の事項について企画運営に当たる。

- (1) 教養部会 各種研修会への参加及び教育講演会の企画運営、学年行事、学年PTA監査に関すること。
- (2) 広報厚生部会 広報活動及びボランティア活動に関することや資源回収及びバザーに関すること。
- (3) 厚生部会 会員及び生徒の福利厚生に関すること。  
資源回収及びバザーに関すること。
- (3) 指導部会 挨拶運動及び町内巡回活動等の企画運営に関すること。

(特別委員会)

**第14+5条** 本会の目的の達成及び事業の遂行のため、執行部会総務委員会の承認を得て特別委員会を設置することができる。なお、委員は会長が委嘱するものとし、その目的を達成した時に消滅する。

(会計)

**第15+6条** 本会の経費は、会費、事業収益、寄付金及びその他の収入をもって当てる。ただし、事業収益、寄付金及びその他の収入は特別会計とする。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 本会の会費の額は、総会において定める。

## 附 則

(委任)

**第16+7条** 本会の運営に関し必要な細則を、執行部会総務委員会で定めることができる。なお、細則を制定又は改廃したときは、直後の総会において報告するものとする。

(改正手続)

**第17+8条** この規約の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成によって定める。

(実施)

**第18+9条** この規約は、平成3年4月25日から適用する。

2 この規約の改正は、平成4年4月27日から適用する。

3 この規約の改正は、平成5年4月24日から適用する。

4 この規約の改正は、平成8年4月26日から適用する。

5 この規約の改正は、平成15年4月17日から適用する。

6 この規約の改正は、平成19年2月13日から適用する。

7 この規約の改正は、平成20年2月14日から適用する。

8 この規約の改正は、平成20年4月25日から適用する。

9 この規約の改正は、平成24年1月1日から適用する。

10 この規約の改正は、平成29年3月15日から適用する。

11 この規約の改正は、平成31年4月23日から適用する。

12 この規約の改正は、令和5年4月28日から適用する。

13 この規約の改正は、令和7年4月28日から適用する。

**14 この規約の改正は、令和8年4月28日から適用する。**

## 【細則】

### 東広島市立高美が丘中学校PTA慶弔規約

高美が丘中学校PTAは、会員及び生徒に対する報労・慶弔を次のとおり定める。

## 第1章 保護者

第1条 特別の功績があった場合は、執行部会総務委員会の決議により、感謝状及び記念品(3,000円)を贈ることができる。

第2条 生徒の保護者が死亡した場合は、会長が会葬し、弔電及び香典(5,000円)を供える。

第3条 生徒の家庭に不慮の災害があった場合は、見舞金(3,000円)を贈る。

## 第2章 教職員

第4条 第1条に準ずる。

第5条 第2条に準ずる。

第6条 第3条に準ずる。

第7条 教職員(本務者)が転任又は退職した場合は、記念品料(基本額2,000円・在籍1年以上の場合1年を越えるごとに1,000円加算・最高5,000円)を贈る。

## 第3章 生徒

第8条 生徒で他の模範となる功績があった場合は、執行部会総務委員会の決議により、表彰状及び記念品(3,000円)を贈ることができる。

## 第4章 附則

第9条 本細則に該当しない場合は、その都度総務委員会で決定し施行することができる。

第10条 本細則は、平成3年4月25日から適用する。

2 この細則の改正は、平成19年2月13日から適用する。

令和7年4月1日から適用する。

令和8年4月1日から適用する。

### 【細則2】

#### 東広島市立高美が丘中学校PTA役員選出に関する内規

第1条 役員の選出は、前年度の役員によって2月末頃までに選出し、総会前の執行部会総務委員会の承認を得て総会に報告する。

第2条 本細則は、平成3年4月25日から適用する。

令和8年4月1日から適用する。

### 【細則3】

#### 東広島市立高美が丘中学校部活動上位大会(コンクール)出場に関する内規

第1条 部活動で、中国大会以上の上位大会(コンクール)に出場する場合は、横断幕、懸垂幕等を作成し応援する。

第2条 本細則は、平成25年4月1日から適用する。

### 【細則4】

#### 東広島市立高美が丘中学校PTA副会長選出に関する内規

第十条 副会長は2名選出する。

第2条 西暦の奇数年は1区3区より各1名選出する。偶数年は2区4区より各1名選出する。

第3条 副会長は専門部会に所属しない。

第4条 本細則は、平成27年3月15日から適用する。